

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年2月5日認可した。

平成22年2月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上湧地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西務主地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大手1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮ノ前地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 原添地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中屋敷地区